

南信州広域連合議会
消 防 環 境 委 員 会

令和5年11月22日

南信州広域連合事務局

南信州広域連合議会 消防環境委員会会議録

令和5年11月22日（水） 午後2時00分 開議

1. 開会

2. 委員長あいさつ

3. 副管理者あいさつ

4. 議案審査

(1) 議案第14号「令和5年度南信州広域連合飯田広域消防特別会計補正予算（第1号）案」

(2) 議案第15号「令和5年度南信州広域連合稲葉クリーンセンター特別会計補正予算（第1号）案」

(3) 議案第16号「令和4年度南信州広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」のうち、当委員会分担分【別紙分担表】

(4) 議案第18号「令和4年度南信州広域連合飯田広域消防特別会計歳入歳出決算認定について」

(5) 議案第19号「令和4年度南信州広域連合稲葉クリーンセンター特別会計歳入歳出決算認定について」

5. 閉会

消 防 環 境 委 員 会

令和5年11月22日

南信州広域連合事務局

南信州広域連合議会 消防環境委員会

日 時 令和5年11月22日(水) 午後2時00分～午後2時44分
場 所 事務センター 206・207号会議室
出席者 清水(優)委員長、片桐副委員長、河本委員、後藤(和)委員、吉田委員、
岩口委員、中平委員、岡田委員、小林委員、木下(徳)委員
欠席者 栗生委員
事務局 高田副管理者、吉川事務局長、北澤消防長、小椋事務局次長兼総務課長、
新井消防本部総務課長、縄通信指令課長、林消防本部総務課専門主査、
飯田環境センター事務長、市瀬事務長補佐兼業務係長、原事務長補佐兼管理係長、
一柳事務長補佐兼庶務係長、伊藤書記長

1. 開 会
2. 委員長あいさつ
3. 副管理者あいさつ
4. 議案審査

No	項 目 名	資料	頁
1	議案第14号「令和5年度南信州広域連合飯田広域消防特別会計補正予算(第1号)案」		5
2	議案第15号「令和5年度南信州広域連合稲葉クリーンセンター特別会計補正予算(第1号)案」		6
3	議案第16号「令和4年度南信州広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」のうち、当委員会分担分【別紙分担表】		7
4	議案第18号「令和4年度南信州広域連合飯田広域消防特別会計歳入歳出決算認定について」		9
5	議案第19号「令和4年度南信州広域連合稲葉クリーンセンター特別会計歳入歳出決算認定について」		12

5. 閉 会

(清水委員長) 当委員会に対し、議案の補足説明のため、飯田環境センター市瀬事務長補佐兼業務係長、原事務長補佐兼管理係長、一柳事務長補佐兼庶務係長、飯田広域消防本部総務課林専門主査、以上の出席について申し出があり、許可いたしました。

1. 開 会

午後2時00分

(清水委員長) ただいまから、南信州広域連合議会消防環境委員会を開会いたします。
現在の出席委員は、10名であります。栗生委員から、欠席する旨の届けがありましたので報告いたします。
それでは、会議次第により進めてまいります。
開会に当たり、委員長から一言ごあいさつを申し上げます。

2. 会長あいさつ

(清水委員長) 皆さん、こんにちは。本日は、南信州広域連合議会の消防環境委員会ということで、委員の皆様、執行機関の皆様、たいへんお世話になりますが、どうぞよろしく願いいたします。
きょうはですね、委員会として、議案審査が5件。それから、引き続きまして、協議会において行政評価が7事業。それから、協議事項といたしまして1件ございます。
協議会に引き続きまして、執行機関側からの勉強会も予定されております。ボリュームがありますので、委員の皆様、それから、執行機関の皆様におかれましては、御発言、御説明ともに簡潔明瞭にいただきまして、議事の円滑な運営に御協力いただきますように、どうぞよろしく願いいたします。
ここで、副管理者からごあいさつをいただきます。
高田副管理者。

3. 副管理者あいさつ

(高田副管理者) 皆さん、こんにちは。お世話になります、副管理者の高田でございます。消防環境委員会の開催に当たりまして一言ごあいさつをさせていただきたいと思っております。
初めに、広域連合議会におきますこの第2回定例会の位置づけであります。広域連合の議会、南信州広域連合では、2月と11月に定例会というふうに条例で定めております。ですので、この11月の第2回定例会は、決算の認定をいただくという大事な議会でございます。この後、説明をさせていただきますけれども、御審議をよろしく願いしたいというふうに思っております。
それから、現状として、インフルエンザも非常に流行をしております。先日の日曜日、11月19日ですけれど、東野の建石先生、医師会長なんですけど、ちょうど当番医だったそうで。1日にインフルエンザの患者さんが四十数名お越しになって、本当にキットが足らなくなるんじゃないかっていうような、本当に大忙しだったようでございます。
反面、その日にコロナは2件だったそうですので、圧倒的に今、インフルエンザのほうがはやって流行しているということですので、それぞれに予防接種をしていただいたりとか、注意を喚起していく必要があるかなというふうに思っております。
それから、もう1点お願いをいたします。
来年度のことになりますが、南信州広域連合の広域計画でございますけれど。令和6

年度が終了の年度と。今の広域計画は、構想部分は平成27年から令和6年度までということをございまして、来年度は、次の計画を策定する年度に当たります。これから準備に入ってまいりますけれども、また改めてこの地域課題と、それから、広域連合として何を担うかということにつきまして、また皆様に御意見をいただく場もあるかというふうに思いますので、改めてお願いをしたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上を申し上げまして、あいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

4. 議案審査

(1) 議案第14号「令和5年度南信州広域連合飯田広域消防特別会計補正予算（第1号）案」

(清水委員長) これより「議案審査」に入ります。

初めに、議案第14号「令和5年度南信州広域連合飯田広域消防特別会計補正予算（第1号）案」を議題といたします。

執行機関側の説明を求めます。

新井消防本部総務課長。

(新井消防本部総務課長) それでは、議案第14号について御説明申し上げます。

議案書、消防補1ページをごらんください。

本案は、令和5年度南信州広域連合飯田広域消防特別会計補正予算（第1号）案をございまして、第1条は、地方自治法第214条による債務負担行為とするものでございします。

おめくりいただき、消防補3ページをごらんください。

債務負担行為とする具体的な事業につきましては、高森消防署庁舎新築工事実施設計業務委託でございます。期間は令和5年度から令和6年度までで、限度額を4,629万9,000円としたいとすものでございします。

おめくりいただき、消防補4、5ページをごらんください。

支出につきましては、令和6年度に一括払いとし、財源の内訳につきましては、地方債4,620万円、一般財源9万9,000円とするものでございします。本案の補正予算額の根拠となる高森消防署新庁舎修正基本設計については、開会日に御説明申し上げましたとおりでございます。補足説明資料で御確認いただきたいと思います。と存じます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

(清水委員長) 説明が終わりました。質疑は、議案のページを告げてから行ってください。

御質疑はございませんか。

よろしいですか。

なければ、質疑を終結いたします。

討論はございませんか。

なければ、討論を終結いたします。

これより、議案第14号について採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(清水委員長) 御異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

(2) 議案15号「令和5年度南信州広域連合稲葉クリーンセンター特別会計補正予算(第1号)案」

(清水委員長) 次に、議案第15号「令和5年度南信州広域連合稲葉クリーンセンター特別会計補正予算(第1号)案」を議題といたします。

執行機関側の説明を求めます。

飯田環境センター事務長。

(飯田環境センター事務長) それでは、議案第15号「令和5年度南信州広域連合稲葉クリーンセンター特別会計補正予算(第1号)案」について御説明申し上げます。

稲葉補1ページをお開きください。

第1条、本案は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ223万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億7,864万2,000円といたしたいとするものでございます。

それでは、まず歳出について御説明をいたします。議案書、稲葉補12、13ページをお願いいたします。

2款、衛生費、補正前額1億5,349万5,000円に223万2,000円を追加し、補正後の予算額を1億5,572万7,000円といたしたいとするものでございます。

歳出の内訳について御説明をいたします。

2款、1項、1目、清掃総務費、補正前9,835万6,000円に補正額223万2,000円を追加し、補正後予算を1億58万8,000円とするものでございます。内訳でございますが、稲葉補13ページにお進みいただきまして、補正内容ですが、26節、公課費に223万2,000円を追加し、こちらは、稲葉クリーンセンターにおける売電相当収益に課税される消費税額の増額補正でございます。こちらの財源は、一般財源による補正でございます。

続いて、歳入について御説明をいたします。ページをお戻りいただきまして、議案書稲葉補10、11ページをお願いをいたします。

補正前5万円に補正額223万2,000円を追加し、補正後予算額を228万2,000円とするものでございます。本案におけます歳入額の補正は、1節、準繰越金を充当するものでございます。

御説明は、以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

(清水委員長) 説明が終わりました。御質疑はございませんか。

よろしいですか。

なければ、質疑を終結いたします。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(清水委員長) なければ、討論を終結いたします。

これより、議案第15号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(清水委員長) 御異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

(3) 議案16号「令和4年度南信州広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」のうち、当委員会分担分

(清水委員長) 次に、議案第16号「令和4年度南信州広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」のうち、当委員会分担分を議題といたします。

執行機関側の説明を求めます。

飯田環境センター事務長。

(飯田環境センター事務長) それでは、議案第16号「令和4年度南信州広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」、衛生費の関係について御説明を申し上げます。

まず、歳入から御説明をいたします。

事項別明細書で御説明をいたします。決算書の8、9ページをお願いいたします。

1款、2項、3目、衛生費負担金でございます。衛生費負担金は、桐林リサイクルセンター、飯田竜水園、稲葉クリーンセンター運営費に関する市町村負担金でございます。なお、交付税算入分負担金は、これらの施設に関して飯田市に交付されました交付税を、負担金として納入をいただいております。

続きまして、10、11ページをお願いいたします。

2款、使用料及び手数料でございます。1項、使用料は、ごみ処理施設及びし尿処理施設の使用料。

2款、手数料は、リサイクルセンターのリユース品取扱い手数料でございます。

下へ行きまして、5款、財産収入、1項、2目、基金運用収入は、し尿処理施設整備基金利子及びごみ中間処理施設整備基金利子でございます。

続いて、7款、繰入金、1項の特別会計繰入金は、稲葉クリーンセンター売電収益の余剰金の繰り入れでございます。

12、13ページにお進みください。

7款、2項、基金繰入金は、し尿処理施設整備基金からの繰入金でございます。飯田竜水園のトラックスケール整備工事費用及び飯田竜水園コンパクト化事業の起債償還にあてたものでございます。

続きまして、8款、繰越金でございますが、こちらは前年度からの純繰越金と繰越事業等に充当する財源の繰越金でございます。

続きまして、14、15ページにお進みをお願いいたします。

9款、3節、衛生費、雑入でございますが、こちらは、飯田竜水園の施設敷地内の電柱敷地料、桐林リサイクルセンターの行政財産目的外使用料及び太陽光発電収入、稲葉クリーンセンターの敷地内電柱敷地料、落雷による施設機器故障に係るプラント保険金、自動販売機設置に係る電気料分収入及び稲葉クリーンセンター敷地内における送電線工事に係る土地賃貸借料でございます。

歳入に関する御説明は、以上でございます。

続きまして、歳出について御説明をいたします。

決算書の28、29ページをお願いいたします。

衛生費分予算額7億6,912万9,000円に対し、衛生費分支出済額7億3,1

71万391円でございます。歳出の内容につきましては、主要な施策の成果で御説明をいたしますので、決算書の52ページをお願いいたします。

52ページ上段、ごみ中間処理施設運営事業費でございます。本事業決算は、稲葉クリーンセンターの運転維持管理業務と残渣処分業務が主なものでございます。このほか、周辺環境測定、施設の設備機器の整備工事がございます。このうち、施設整備工事につきましては、ごみ焼却施設の長寿命化計画に基づき、ごみクレーン整備、灰出し設備工事、可燃性粗大ごみ切断機器整備工事等を実施したものでございます。また、施設への落雷による焼却炉施設、監視施設の補修工事を実施いたしております。

令和4年度のごみの搬入量につきましては、前年度対比で101.27%、367.69トンの増加という微増の結果になりました。

特定財源は、市町村負担金、直接搬入ごみのごみ処理施設使用料と基金利子の財産運用収入及び諸収入、雑入でございます。

続きまして、52ページ中段。

飯田竜水園運営管理事業でございます。本事業決算は、し尿処理及び水質検査のための薬品購入、施設・設備の保守点検、設備更新修繕工事、汚泥処分、処理棟電気代が主なものでございます。このうち、施設・設備保守点検につきましては、脱水脱臭設備や受水槽施設等の点検整備を、設備の更新修繕工事は、トラックスケール、量りでございますが、2台分の更新工事なども行っております。し尿等の搬入量につきましては、前年比97.46%でございます。構成市町村における下水道の普及に伴い、搬入量は中長期的には減少傾向にございます。特定財源は、市町村負担金、し尿処理施設使用料と基金利子の財産収入及び諸収入、雑入でございます。

続きまして、52ページ下段。

リサイクルセンター運営管理事業費でございます。本事業予算は、施設の運営管理、リユース品の管理業務が主なものでございます。また、環境学習講座につきましては、親子環境学習講座、一般向け環境学習講座を実施をいたしております。リユース事業の利用状況につきましては、資料記載のとおりでございます。特定財源は、市町村負担金、リユース品の取扱手数料と諸収入、雑入でございます。

恐れ入ります、ページをお戻りいただき、続きまして、決算書38、39ページをお願いいたします。

主要な施策の成果に記載のない歳出でございますが、公債費関係分について御説明を申し上げます。起債の元金及び利子の償還金でございます。衛生費関係分は、旧焼却場解体分の起債、それから、リサイクルセンターに係る起債、及び、稲葉クリーンセンターに係る起債でございます。特定財源は、し尿処理施設整備基金からの繰り入れ及び市町村負担金でございます。

令和4年度南信州広域連合一般会計歳入歳出認定に関する御説明は、以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

(清水委員長) 説明が終わりました。質疑は、決算書のページを告げてから行ってください。

御質疑はございませんか。

よろしいですか。

なければ、質疑を終結いたします。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(清水委員長) なければ、討論を終結いたします。
これより、議案第16号の当委員会分担分について採決いたします。
お諮りいたします。
本案を原案のとおり認定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(清水委員長) 御異議なしと認めます。
よって、議案第16号の当委員会分担分は、原案のとおり認定されました。

(4) 議案18号「令和4年度南信州広域連合飯田広域消防特別会計歳入歳出決算認定について」

(清水委員長) 次に、議案第18号「令和4年度南信州広域連合飯田広域消防特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

執行機関側の説明を求めます。

新井消防本部総務課長。

(新井消防本部総務課長) それでは、議案第18号「令和4年度南信州広域連合飯田広域消防特別会計歳入歳出決算認定について」御説明申し上げます。

初めに、歳入について御説明いたします。

歳入合計は23億8,606万9,327円でございます。

それでは、南信州広域連合歳入歳出決算書の飯田広域消防特別会計74ページ、75ページ、事項別明細書をごらんください。

1款、1項、負担金のうち、構成市町村負担金は、広域連合規約に基づきます構成市町村の負担金でございます。交付税算入分負担金は、消防施設整備に係る地方債に関しまして飯田市に一括交付された交付税を、負担金として納付納入いただくものでございます。

2款、1項、使用料は、消防本部の庁舎の一部を、飯田市危機管理室が使用していることに係る光熱費等施設使用料でございます。2項、手数料は、危険物及び火薬類の許可事務に係る手数料でございます。

3款、国庫支出金は、緊急消防援助隊整備補助金が主なものでございまして、平谷分署消防ポンプ車、伊賀良消防署救急車の更新事業によるものでございます。

4款の県支出金は、広域連合が県から受託している火薬類の許可事務などに対する県の特例処理事務交付金でございます。

5款、財産収入につきましては、92ページ、93ページをごらんください。

93ページ、4、基金に記載されております財政調整基金及び退職手当積立基金に対する基金利子でございます。

お戻りいただきまして、76ページ、77ページをごらんください。

7款、繰入金につきましては、広域連合一般会計から児童手当分の繰り入れ及び退職手当積立基金からの繰り入れでございます。

8款、繰越金は、前年度から純繰越金と繰り越し事業に充当する財源の繰越額でございます。

9款、諸収入の中央道支弁金は、中央自動車道での救急業務に対しまして、中日本高速道路株式会社から支払われたものでございます。受託事業収入の市町村事務受託収入

は、飯田市危機管理室に職員を派遣しております1名分の人件費。県事務受託収入は、令和2年度から長野県消防防災航空センターに職員を派遣しております1名分の人件費でございます。雑入につきましては、自動販売機の電気料、メンタルヘルス研修助成が主なものでございます。

10款、連合債は、新型コロナウイルス感染症対策により、消防本部の感染症対策として全署所のトイレ改修による緊急防災減災事業債でございます。

歳入については、以上でございます。

次に、歳出でございますが、歳出合計は23億1,115万5,773円でございます。なお、翌年度繰越明許費額が2,882万7,000円でございます。

それでは、主な施策で御説明いたしますので、95ページをごらんください。

上段の、地域防災力強化と次世代育成事業でございますが、この事業では地域のつながりを重視し、住民対象の防災教育、消防団との訓練や研修を通じた連携強化、幼少年消防クラブの啓発活動と防災教育の推進などに向けた数々のイベントや事業を企画しました。令和4年度も、コロナ禍ではありましたが、小学校の防災教育や少年少女消防クラブの任命式等を行っております。また、消防団との連携強化につきましては、火災検証会及び戦術研修を行うとともに、消防団合同訓練、消防演習を実施しております。財源は、市町村負担金でございます。

中段の、災害対応力の充実強化事業でございますが、数字の訂正がございます。1、職員研修等で、消防学校等「54人」となっておりますが、「56人」。その他の研修が「31人」となっておりますが、「20人」の誤りでございます。大変申しわけございませんでした。

職員研修等は、基幹業務である火災救急救助の消防活動や予防業務の充実のために、年間を通じて実施しております。そのうち、長野県消防学校へは、新規採用職員の初任科ほか各専門課程において、合わせて56名が入校しております。

また、救急救命士養成研修に2名派遣しておりまして、現在、飯田広域消防本部では77名が救急救命士の資格を持っております。

そのほか、各種研修に20名派遣しております。

予防施策では、防火対象物の違反是正推進を強化しました。特に、管内の防火対象物のうち、スプリンクラー設備・屋内消火栓設備・自動火災報知設備等に違反がある、いわゆる重大違反対象物11件の立ち入り検査指導を行いまして、4件の改善をいただいております。

警防施策では、熱中症予防対策などの取組みのほか、大規模災害時において警防本部、署所、リエゾン等が、共通のシステムを用いて災害情報の共有及び災害対応の効率化を図るため、災害時情報共有システムを用いての警防訓練を実施しております。

消防活動資機材の維持及び整備では、救急活動中の不安定な環境下において確実に心臓マッサージ等の処置が行える自動心マッサージ機を、また、確実な気道確保が行えるビデオ喉頭鏡などの救急資機材の整備を行いました。財源は、市町村負担金でございます。

下段の、消防施設等の維持及び更新事業でございますが、消防車両の更新整備につきましては、平谷分署の消防ポンプ自動車、伊賀良消防署の救急車を購入しております。

消防施設の維持及び改修につきましては、飯田消防署庁舎LED化や、新型コロナウ

イルス感染症対策のためトイレの改修を消防本部、飯田消防署で行い、消防力のかなめとなる職場環境整備を図りました。財源は、緊急防災減災事業債及び市町村負担金並びに繰越金でございます。

それでは、96ページをごらんください。

圏域消防力の充実強化事業でございますが、高森庁舎移転建設の検討につきましては、具体的な基本設計を行い、令和4年2月の第1回広域連合議会において現状報告させていただきました。また、指令室の更新を見据え、指令台の更新時期が同じ木曾広域消防本部との指令施設の共同運用に関し検討を行いました。財源は、市町村負担金でございます。

続きまして、97ページをごらんください。

上段に、住民を対象とした救命講習の実績。中段に、救急措置の高度化を図るためのメディカルコントロール事後検証会の活動状況、救急活動及び職員の教養実績。下段に、予防行政の中心的活動となります立ち入り検査状況を掲載しております。

おめくりいただきまして、98ページをごらんください。

火災救急救助の出動件数でございますが、前年との比較をいたしますと、火災発生件数は前年より12件減少、救急出動件数は786件の増加、救助件数につきましては11件の増加となっております。

説明は、以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

(清水委員長) 説明が終わりました。御質疑はございませんか。

中平委員。

(中平委員) 1点お願いします。95ページの主要な施策の成果の部分の、一番上の上段の部分であります。要は、次世代の育成事業ということで幅広くやってらっしゃいますけれど、これは、市町村からの申し込みで行っていただいているのか、それとも消防署のほうから、今回はここですよとかいう、順番で何かあるのか。それをお伺いしたいと思います。

(清水委員長) 新井消防本部総務課長。

(新井消防本部総務課長) ただいまの御質問に関しまして。消防本部から、教育委員会を通じてぜひやらせていただきたいという申し込みをしております。

ただ、学校というのは、年カリキュラムがかなり決まっておりますので。前回は委員会のほうで出ましたけれども、教育委員会と調整をして進めてくださいという御意見をいただきましたので、各署において各市町村の教育委員会にお話しをして、それで予定を立てて小学校へ防災教育を実施しているという状況でございます。

(清水委員長) よろしいですか。

(中平委員) はい。

(清水委員長) そのほか、御質疑ございませんか。

岡田委員。

(岡田委員) 同じく95ページの主要な施策の成果の中の、上から3番目、消防施設等の維持及び更新事業の中の、2のポツの2番目。新型コロナ等感染対策トイレ等を改修をされたと御説明いただきました。一方で、監査委員からの決算審査に係る意見書の中で、救急活動等における職員の感染予防対策に万全を期されたい、という意見が出ておまして。

トイレの改修はされたということですが、引き続き解決しなければいけない課題が何かあるのかどうかお聞きしたいと思います。

(清水委員長) 新井消防本部総務課長。

(新井消防本部総務課長) ただいまの御質問でございますが、まず最初に、新型コロナ感染対策トイレ改修につきましては、2年計画でやっております。令和4年度は、飯田消防署、消防本部とやっておりますが、ことし、各分署・署所すべてが完了しております。

というのは、まず、感染症においては手洗い、いわゆる、蛇口から菌が移るとかそういうことがありますので、自動水栓化といいまして、手を出すとお水が出て洗えるというもの。それと、トイレの水洗化を、すべての署所で完了しております。

それと、委員から御指摘いただきました感染対策ですけれども、救急に関しましては、感染防止衣上下、コロナ禍でございますので、感染防止衣とN95マスク、それと、飛沫が感染しないようにゴーグルというものの3点セットを、今現在もまだコロナが収束してないので、全救急で救急隊員が感染防止衣を着て活動しているという状況です。

今のところ、感染防止とかの物品の未納といいますか、いわゆる、底がつくというようなことはございませんで、定期的に納入できて感染防止対策は今のところ良好にできております。

(岡田委員) はい。

(清水委員長) はい。

そのほか御質疑はございませんか。

吉田委員。

(吉田委員) 98ページの別表2で確認をさせていただきたく、質問であります。

下の救急出動状況の表で、救急出動状況合計のところ、一番下、1が計上されておるわけでございますが、三遠南信自動車道のところ、1月から12月見て、件数が入っておりません。これは、どういう見方をすればいいのか。お願いします。

(清水委員長) 新井消防本部総務課長。

(新井消防本部総務課長) 御質問ですが、この救急出動状況は、まず一つは、地区で拾っているということでございます。ただ、三遠南信自動車道で1件あったということはありますが、具体的な地区がちょっと決まっていなかったかな。

委員のおっしゃるとおり、具体的な地区、この中に該当せず、三遠南信自動車道というところで発生したということで。月が入っていないということは、後ほど訂正させていただきます。

(吉田委員) 間違いですね。

(新井消防本部総務課長) ええ。申しわけございません。

(吉田委員) はい、わかりました。

(清水委員長) そのほか御質疑ございませんか。

なければ、質疑を終結いたします。

討論はございませんか。

なければ、討論を終結いたします。

これより、議案第18号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり認定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(清水委員長) 御異議なしと認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり認定されました。

(5) 議案19号「令和4年度南信州広域連合稲葉クリーンセンター特別会計歳入歳出決算認定について」

(清水委員長) 次に、議案第19号「令和4年度南信州広域連合稲葉クリーンセンター特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

執行機関側の説明を求めます。

飯田環境センター事務長。

(飯田環境センター事務長) それでは、議案第19号「令和4年度南信州広域連合稲葉クリーンセンター特別会計歳入歳出決算認定について」御説明申し上げます。

本特別会計は、稲葉クリーンセンターにおける売電相当収益を活用いたしまして、発電事業に係る事業などを行うものでございます。

それでは、まず歳入から御説明を申し上げます。

事項別明細書で御説明をいたしますので、決算書の104、105ページをお願いいたします。

歳入予算額1億4,765万3,000円に対し、歳入総額は1億4,645万131円となりました。

まず、1款、財産収入でございますが、こちらは電気事業基金の基金利子でございます。

2款、繰入金でございますが、こちらは電気事業基金からの繰入金でございます。内訳でございますが、売電収益に課税される消費税に係る税理士への電子申告の委託料。当該消費税の納入支払。それから、発電施設基金に係る整備工事費及び電気事業債の元金利子の償還に充当されるものでございます。

3款、繰越金でございますが、こちらは令和3年度からの売電相当収益の繰越金でございます。

4款、諸収入につきましては、稲葉クリーンセンターで発電した電力のうち施設で使用した電力を差し引いた余剰電力の売電相当収益及び前年度消費税の還付金でございます。

続きまして、歳出について申し上げます。

恐れ入ります、ページをお戻りをいただきまして、102、103ページをお願いいたします。

予算額1億4,765万3,000円に対し、歳出総額は1億3,714万6,531円。歳入歳出差引残額は930万3,600円でございます。歳出の内容につきましては、主要な施策の成果で御説明申し上げます。

恐れ入ります、114ページをお願いいたします。

主たる歳出といたしましては、電気事業基金への積み立て。こちらは、新規の積み立てと基金利子の積み立てでございます。それから、売電収益に係ります消費税の支払いと、税理士の電子申告の業務委託料と消費税の支払いでございます。

それから、一般会計の繰出し金として3,000万円。それから、発電施設機器の点検整備工事としまして1,012万円を支出してございます。

本特別会計につきましては、売電相当収益を電気事業基金へ積み立て、この積立金の

取崩しにより、売電相当収益に課税される消費税の支払いと発電設備の更新及びメンテナンスの工事費用、電気事業債の償還を行っていく事業計画でございます。

稲葉クリーンセンターの運転期間は20年間の計画でございますが、この20年間の電気事業に係る事業費を算出したし、毎年度6,500万円を基金に積み立てていけば、ただいま申し上げた消費税の支払いと発電設備の更新及びメンテナンス工事費用、電気事業債の償還の支払いが可能であるものと見込んだ特別会計の仕組みでございます。

また、6,500万円を超える部分の売電相当収益につきましては、一般会計へ繰り出し、広域連合全体の事業に活用していくことで整理をされているものでございます。

特定財源につきましては、財産収入は基金利子。基金繰入金は、電気事業基金からの取崩し。雑入は、売電相当収益でございます。

続きまして、108ページ。実質収支に関する調書。

それから、110から113ページ財政に関する調書ですが、記載のございます113ページの4の基金をごらんいただきたいと思います。

こちらにつきましては、令和4年度末の電気事業基金の現在高を記載してございます。御高覧をいただければと思います。

御説明は、以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

(清水委員長) 説明が終わりました。御質疑はございませんか。

よろしいですか。

なければ、質疑を終結いたします。

討論はございませんか。

なければ、討論を終結いたします。

これより、議案第19号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり認定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(清水委員長) 御異議なしと認めます。

よって、議案第19号は原案のとおり認定されました。

協議事項は、以上となります。

5. 閉会

(清水委員長) 以上で、本日の消防環境委員会を閉会といたします。

お疲れさまでした。

閉 会 午後2時44分

南信州広域連合議会委員会条例 28 条の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

南信州広域連合議会 消防環境委員長
